

銚子市男女共同参画計画について

1 銚子市男女共同参画計画の経過

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、平成20年3月に初めて計画を策定。以降男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできた。

第1次計画期間 平成20年度～24年度 5年間

第2次計画期間 平成25年度～29年度 5年間

《基本理念》 女性も男性も、一人ひとりが尊重され
その個性と能力を発揮できる社会の形成

2 第3次銚子市男女共同参画計画（現計画）

(1) 期間

平成30年度から令和4年度までの5年間

(2) 位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）
に基づく基本計画
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に
基づく推進計画

(3) 基本理念

一人ひとりが人として尊重され
その個性と能力を発揮できる社会の形成

(4) 推進体制

- ①銚子市男女共同参画計画推進委員会の開催
- ②銚子市男女共同参画計画推進本部会議の開催
(庁内組織で本部長が副市長、事業担当部署の課長等で構成)